

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 の手引き

那覇市 環境部 環境政策課

目次

1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について	- 2 -
1) 対象者	- 2 -
2) 報告書の提出.....	- 2 -
(1) 報告書の提出部数	- 2 -
(2) 報告書の提出期限.....	- 2 -
(3) 報告の対象となる産業廃棄物管理票	- 2 -
(4) 報告書の提出先.....	- 2 -
3) 提出に際しての留意事項.....	- 3 -
4) お問い合わせ先.....	- 4 -
(1) 那覇市.....	- 4 -
(2) 沖縄県.....	- 4 -
2 報告書の記載方法.....	- 5 -
1) 作成の流れ.....	- 5 -
2) マニフェストの分類・集計方法例【例：がれき類のマニフェストを年間で2,500トン、マニフェスト20枚交付した場合の集計方法】	- 5 -
3) 記載方法1（排出事業場から処分場へ直送した場合のマニフェストの例）	- 6 -
4) 記載方法2（排出事業場から処分場へ直送せず、積替え保管を経由、又は運搬が複数区間に及ぶ場合のマニフェストの例）	- 7 -
5) 記載方法3（建設系マニフェストの例）	- 8 -
別添1 日本標準産業大・中分類一覧（平成26年4月1日現在）	- 10 -
別添2 産業廃棄物の体積から重量への換算計数	- 11 -

1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づき、前年度に那覇市内の事業場において交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」として取りまとめ、那覇市長へ報告する必要があります。

1) 対象者

前年度に那覇市内の事業場において産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した者（産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者）

注： 電子マニフェストを使用した場合、情報処理センターが各都道府県知事・政令市長へ報告を行いますので、電子マニフェスト使用分については報告書を提出する必要はありません。

2) 報告書の提出

(1) 報告書の提出部数

1部（控えが必要な場合には2部。受理印を押印して1部お返しします。）

(2) 報告書の提出期限

6月30日

(3) 報告の対象となる産業廃棄物管理票（マニフェスト）

前年度に交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）

(4) 報告書の提出先

ア 窓口へ持参する場合

那覇市環境部環境政策課（那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎7階）

イ 郵送で提出する場合

・宛名 那覇市環境部環境政策課 産業廃棄物グループ

- ・住所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
- ※控えが必要な場合は、切手付の返信用封筒を同封して下さい。

ウ メールで提出する場合

- ・課代表メール naha_k_haitai001@city.naha.lg.jp

3) 提出に際しての留意事項

那覇市内に事業場がある事業者は那覇市へ提出となります。

那覇市以外に事業場がある場合には沖縄県へ提出となります。那覇市外に店舗や現場など事業場がある場合の提出方法については、沖縄県各保健所が窓口となります。各保健所又は沖縄県環境整備課へお問合せ下さい。

(1) 小売店や建設業など店舗や現場が複数ある場合

ア 小売店などの場合

排出事業者が小売店などで本店が一括して報告を行う場合、これらの店舗のうち、「那覇市内の店舗」を1事業場としてまとめて報告書を作成し那覇市へ報告して下さい。

イ 建設業など現場が複数ある場合

建設現場は、「設置が短期間であり、又は所在地が一定しない排出事業者」に該当します。建設現場が2以上ある場合には、これらの現場のうち、「那覇市内の工事現場」を1事業場としてまとめて報告書を作成し那覇市へ報告して下さい。

(2) 多量排出事業者処理計画等について

昨年度に那覇市内において、産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の排出状況に関する計画書を提出する必要があります。該当する事業者は、那覇市ホームページ「多量排出事業者処理計画等について」を御確認下さい。

4) お問い合わせ先

(1) 那覇市

名 称	連絡先・住所	管轄区域
那覇市環境部 環境政策課 産業廃棄物グループ	098-951-3231 那覇市泉崎 1-1-1	那覇市

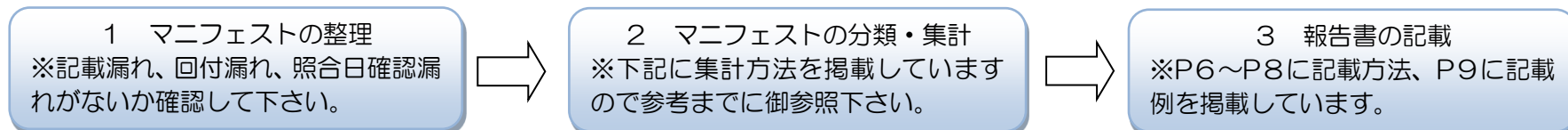
(2) 沖縄県

名 称	連絡先・住所	管轄区域
北部保健所	0980-52-2636 名護市大中 213-1	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所	098-938-9787 沖縄市美原 1-6-28	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村
南部保健所	098-889-6799 南風原町字宮平 212	浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古保健所	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根 476	宮古島市、多良間村
八重山保健所	0980-82-3243 石垣市字真栄里 438	石垣市、竹富町、与那国町
沖縄県環境部 環境整備課	098-866-2231 那覇市泉崎 1-2-2	沖縄県全域（那覇市内を除く。）※書類の提出は受け付けておりません。

2 報告書の記載方法

1) 作成の流れ

様式へ記入する前に、前年度に交付したマニフェストを整理、分類する必要があります。ここでは、具体的な例を用いて分類・集計方法例を御案内します。



2) マニフェストの分類・集計方法例【例：がれき類のマニフェストを年間で2,500トン、マニフェスト20枚交付した場合の集計方法】

(1) マニフェストを品目ごとに分けます。(複数品目の廃棄物を排出している場合)

例) がれき類、廃プラスチック類、金属くず、混合ごみ(蛍光灯など)の4種類の排出があった場合には、品目ごとにマニフェストを4つに分けます。
品目ごとに以下の(2)から(5)の作業を繰り返して下さい。

(2) 各品目について運搬受託者ごとに分けます。今回はがれき類について分類します。

例) がれき類の運搬受託者はA社、B社の2社でしたので、マニフェストをさらに2つに分けます。

(3) 各運搬受託者に分けたマニフェストを処分業者ごとに分けます。

例) 上記2で運搬受託者A社は処分業者①社・②社の2社に運搬したので、マニフェストをさらに2つに分けます。
今回の例では運搬受託者B社は処分受託者①社に搬入しているものとします。

(4) 上記3までの作業で、3つのグループができました。各グループの交付枚数及び排出量を集計します。

(5) 上記4で集計したグループごとに、産業廃棄物管理票等交付状況報告書の各行に記載します。1グループ1行に対応します。

品目	運搬受託者	処分受託者	番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
がれき類	運搬業者A	処分業者①	1	がれき類	1,500	10	047*****	A 運輸	沖縄市池原	047*****	(株)A 環境	
		処分業者②	2		500	5	047*****	A 運輸	沖縄市池原	047*****	(株)B 産業	
	運搬業者B	処分業者③	3		500	5	047*****	B 貨物	浦添市**	047*****	(株)A 環境	

3) 記載方法1 (排出事業場から処分場へ直送した場合のマニフェストの例)

様式第三号(第八条の二十七関係) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成 年度)

平成28年 月 日

那覇市長 殿

報告者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号

①

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

③

事業場の名称	②	業種	③					
事業場の所在地	②	電話番号						
産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑦	⑩	⑨と同じであれば記入不要
2								
3								
4								

備考
 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめて上で提出すること。
 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合に記入する必要はないこと。
 7 区画を区切った運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区画ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物管理票(マニフェスト) A票

交付年月日 平成 年 月 日 交付番号 20000000020 整理番号 交付担当者 氏名

排出事業者 住所 〒 電話番号 ① 事業場名称 所在地 〒 電話番号 ②

産業廃棄物
 種類(普通の産業廃棄物) 種類(特別管理産業廃棄物) 数量(及び単位) ⑤
 0100 燃えがら 1200 金属くず 7000 引火性廃油 7424 燃えがら(有害)
 0200 汚泥 1300 不溶物(不燃物) 7010 引火性油類(有害) 7425 廃油(有害)
 0300 糞油 1400 紙くず 7100 強酸 7426 汚泥(有害)
 0400 廃酸 1500 繊維くず 7110 強鹼(有害) 7427 廃酸(有害)
 0500 炭アルカリ 1600 廃油 7200 強アルカリ 7428 炭アルカリ(有害) 有害物質等 処分方法 ④
 0600 廃プラスチック類 1700 廃油 7210 弱アルカリ(有害) 7429 ばいじん(有害)
 0700 紙くず 1800 有害性産業廃棄物 7300 感受性産業廃棄物 7430 13号産業廃棄物(有害)
 0800 木くず 1900 13号産業廃棄物 7410 PCB等 7431 13号産業廃棄物(有害)
 0900 繊維くず 4000 動物系固形不要物 7421 廃石綿等 備考・過信欄
 1000 動物性残さ 7422 指定下水汚泥
 1100 ゴムくず 7423 紙くず(有害)

中間処理業者名 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)
 欄外記載のとおり
 欄外記載のとおり

最終処分場所 名称/所在地/電話番号
 委託契約書記載のとおり
 欄外記載のとおり

運搬受託者 氏名又は名称 ⑧ 住所 〒 電話番号 ⑨ 事業場名称 所在地 〒 電話番号 ⑨

処分受託者 氏名又は名称 ⑩ 住所 〒 電話番号

運搬の委託 (委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 受領日 運搬 数量(及び単位)
 平成 年 月 日 平成 年 月 日 数量(及び単位)

処分の委託 (委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) 受領日 処分 数量(及び単位)
 平成 年 月 日 平成 年 月 日 数量(及び単位)

最終処分場 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にある場合は委託契約書記載の番号)

照合 ① 平成 年 月 日
 ② 平成 年 月 日
 ③ 平成 年 月 日

発行元:公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

①	住所、氏名又は名称、電話番号	事業者(排出者)欄に記載された住所、氏名又は名称、電話番号を記載します。
②	事業場の名称、所在地	事業場(排出事業場)の名称、所在地、電話番号を記載します。 ※那覇市内の小売店や工事現場を一括報告する場合、名称:〇〇店他△店舗、所在地:那覇市〇〇番地他△か所などと記載して下さい。
③	業種	別表に掲載の日本標準産業分類(中分類)の中から該当する産業名を記載します。
④	産業廃棄物の種類	マニフェストにチェックを入れた品目(がれき類、木くすなど。石綿含有産業廃棄物の場合には含む旨)を記載します。 ※混合廃棄物の場合には、産業廃棄物の名称(蛍光灯など)と品目名(廃プラ、金属くすなど)を両方記載して下さい。
⑤	排出量(t)	数量(及び単位)欄の量を集計して記載します。m ³ やℓなどの単位の場合には換算係数(別表2)に基づいて全てトンに換算して下さい。
⑥	管理票の交付枚数	収集運搬及び処分の1ルート毎の枚数を集計して記載します。(※集計方法は4ページを参考にして下さい。)
⑦	運搬(処分)受託者の許可番号	産業廃棄物処理委託契約書に添付した産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証に記載された許可番号を記載します。
⑧	運搬受託者の氏名又は名称	運搬受託者欄の氏名又は名称を記載します。
⑨	運搬先の住所	運搬先の事業場欄の所在地を記載します。
⑩	処分受託者の氏名又は名称	処分受託者欄の氏名又は名称を記載します。

4) 記載方法2 (排出事業場から処分場へ直送せず、積替え保管を経由、又は運搬が複数区間に及び場合のマニフェストの例)

様式第三号 (第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付状況報告書 (平成 年度)

那覇市長 殿 平成28年 月 日

報告者
住所
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) ①
電話番号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	②	業種	③					
事業場の所在地	②	電話番号						
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬(処分)受託者の許可番号	運搬(処分)受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑦	⑩
2								
3								
4								

備考
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
3 産業廃棄物の種類及び委託先に記入すること。
4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合に記入する必要はないこと。
7 区間を区切って運搬を委託した場合又は委託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再委託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日 平成 年 月 日 交付番号 整理番号 交付担当者 氏名

排出事業者 氏名又は名称 住所 電話番号 ①	事業場 所在地 電話番号 ②
種類 産業廃棄物の名称 ④	数量(及び単位) 有害物質等 ⑤
中間処理 産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり	
最終処分 の場所 名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり	
運搬受託者 (区間1) 氏名又は名称 住所 電話番号 ⑧	事業場 所在地 電話番号 ⑨又は⑩
運搬受託者 (区間2) 氏名又は名称 住所 電話番号 ⑧	事業場 所在地 電話番号 ⑨又は⑩
運搬受託者 (区間3) 氏名又は名称 住所 電話番号 ⑧	事業場 所在地 電話番号 ⑨又は⑩
処分受託者 氏名又は名称 住所 電話番号 ⑩	積替え 又は保管 場所 所在地 電話番号
運搬の委託 (区間1) (受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 受領印 運搬 平成 年 月 日 有効物給数量 数量(及び単位)	
運搬の委託 (区間2) (受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 受領印 運搬 平成 年 月 日 有効物給数量 数量(及び単位)	
運搬の委託 (区間3) (受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 受領印 運搬 平成 年 月 日 有効物給数量 数量(及び単位)	
処分の委託 (処分処理者の氏名) 受領印 処分 平成 年 月 日 最終処分 終了年月日	
最終処分 を行った場所 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所については委託契約書記載の番号)	
備考・通信欄	

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会 R100

照合確認
日 平成 年 月 日
日 平成 年 月 日
日 平成 年 月 日
日 平成 年 月 日
日 平成 年 月 日

①	住所、氏名又は名称、電話番号	事業者(排出者)欄に記載された住所、氏名又は名称、電話番号を記載します。
②	事業場の名称、所在地	事業場(排出事業場)の名称、所在地、電話番号を記載します。 ※那覇市内の小売店や工事現場を一括報告する場合、名称：〇〇店他△店舗、所在地：那覇市〇〇番地他△か所などと記載して下さい。
③	業種	別表に掲載の日本標準産業分類(中分類)の中から該当する産業名を記載します。
④	産業廃棄物の種類	マニフェストにチェックを入れた品目(がれき類、木くすなど。石綿含有産業廃棄物の場合には含む旨)を記載します。 ※混合廃棄物の場合には、産業廃棄物の名称(蛍光灯など)と品目名(廃プラ、金属くすなど)を両方記載して下さい。
⑤	排出量(t)	数量(及び単位)欄の量を集計して記載します。m ³ やℓなどの単位の場合には換算係数(別表2)に基づいて全てトンに換算して下さい。
⑥	管理票の交付枚数	収集運搬及び処分の1ルート毎の枚数を集計して記載します。(※集計方法は4ページを参考にして下さい。)
⑦	運搬(処分)受託者の許可番号	産業廃棄物処理委託契約書に添付した産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証に記載された許可番号を記載します。
⑧	運搬受託者の氏名又は名称	運搬受託者欄の氏名又は名称を記載します。運搬の1区間ごとにそれぞれの行に記載して下さい。
⑨	運搬先の住所	運搬先の事業場欄の所在地を記載します。積替え保管がある場合、積替え保管場所の住所を記載して下さい。
⑩	処分受託者の氏名又は名称	処分受託者欄の氏名又は名称を記載します。
⑪	処分場所の住所	運搬先の住所と処分先の住所が異なる場合に記載します。例：収集運搬業者Aが積替え保管場所Bを経由して、収集運搬業者Aによって処分業者の処分場Cへ運搬した場合など。※⑨と運搬先が同じ場合には記入不要です。

5) 記載方法3 (建設系マニフェストの例)

様式第三号 (第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付状況報告書 (平成 年度)

平成28年 月 日

那覇市長 宛

報告者
住所
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

①

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	業種	電話番号
②	③	
事業場の所在地	電話番号	
②		

産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑦	⑩	⑪
1								
2								
3								
4								

備考
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
3 産業廃棄物の種類及び委託ごとに記入すること。
4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合に記入する必要はないこと。
7 区画を区切って運搬を委託した場合は委託者が再委託を行った場合には、区画ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(A)

交付年月日 交付番号 2 交付担当者 氏名 整理番号

排出事業者 住所 〒 ① 事業者 (作業所) 所在地 〒 ②

氏名又は名称 ① 名称 ②
電話番号 電話番号

積替え又はサイン (B1票) 積替え又はサイン (B2票) 積替え又はサイン (D票) 積替え又はサイン (E票)

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³ , ㎡)	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産業	数量	形状	荷姿
01コンクリートがら		07混合(安定型のみ)		11建設汚泥		21廃石膏等		1固形状	1バラ
02アスコンがら				12紙くず				2泥状	2コンテナ
03その他がれき類				13木くず				3液状	3ドラム缶
04ガラス・陶磁器くず				14繊維くず				4袋	4袋
05廃プラスチック類				15廃石膏ボード		総重量又は総容量			
06金属くず				16混合(管理型含む)					

中間処理 (管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称) 1 概簿記載のとおり 2 当簿記載のとおり
産業廃棄物及び管理票の交付番号(登録番号)

最終処分(埋立処分・再生等)の場所(予定) 1 委託契約書記載のとおり 2 当簿記載のとおり

運搬受託者(収集運搬業者) (1)	運搬受託者(収集運搬業者) (2)	運搬先の事業場(処分業者の処理施設)
住所 〒 ⑧ 氏名又は名称 ⑧ 電話番号	住所 〒 ⑧ 氏名又は名称 ⑧ 電話番号	所在地 〒 ⑨又は⑪ 名称 電話番号
積替え・保管 収集運搬車両番号 車種	積替え・保管 収集運搬車両番号 車種	処分 中間処理 1. 脱水 2. 焼却 3. 破砕 方法 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 埋立型

処分受託者(処分業者) ⑩ 積替え又は保管 ⑨

運搬の委託 (1) 運搬の委託 (2) 処分委託 (保管) 処分委託 (処分) 最終処分 (予定)

委託者(サイン又は押印)

発行元: 建設系団体副産物対策協議会 取扱元: 建設マニフェスト販売センター

①	住所、氏名又は名称、電話番号	事業者(排出者)欄に記載された住所、氏名又は名称、電話番号を記載します。
②	事業場の名称、所在地	事業場(排出事業場)の名称、所在地、電話番号を記載します。 ※那覇市内の小売店や工事現場を一括報告する場合、名称:〇〇店他△店舗、所在地:那覇市〇〇番地他△カ所などと記載して下さい。
③	業種	別表に掲載の日本標準産業分類(中分類)の中から該当する産業名を記載します。
④	産業廃棄物の種類	マニフェストにチェックを入れた品目(がれき類、木くすなど。石綿含有産業廃棄物の場合には含む旨)を記載します。 ※混合廃棄物の場合には、産業廃棄物の名称(蛍光灯など)と品目名(廃プラ、金属くすなど)を両方記載して下さい。
⑤	排出量(t)	数量(及び単位)欄の量を集計して記載します。m ³ やℓなどの単位の場合には換算係数(別表2)に基づいて全てトンに換算して下さい。
⑥	管理票の交付枚数	収集運搬及び処分の1ルート毎の枚数を集計して記載します。(※集計方法は4ページを参考にして下さい。)
⑦	運搬(処分)受託者の許可番号	産業廃棄物処理委託契約書に添付した産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証に記載された許可番号を記載します。
⑧	運搬受託者の氏名又は名称	運搬受託者欄の氏名又は名称を記載します。運搬の1区間ごとにそれぞれの行に記載して下さい。
⑨	運搬先の住所	運搬先の事業場欄の所在地を記載します。積替え保管がある場合、積替え保管場所の住所を記載して下さい。
⑩	処分受託者の氏名又は名称	処分受託者欄の氏名又は名称を記載します。
⑪	処分場所の住所	運搬先の住所と処分先の住所が異なる場合に記載します。例:収集運搬業者Aが積替え保管場所Bを経由して、収集運搬業者Aによって処分業者の処分場Cへ運搬した場合など。※⑨と運搬先が同じ場合には記入不要です。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和5年度）

令和 6 年 月 日

那覇市長 宛

事業場の所在地が那覇市内となっていることを確認して下さい。那覇市外の排出事業場で発行した manifests の報告は県保健所へ行ってください。

提出年度の前年度を記載してください。
例：令和6年度に提出の場合→令和5年度と記載

報告者

住所 沖縄県那覇市〇×1-1-1
氏名 (株)〇〇建設 代表取締役 那覇 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 098-****-****

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		〇〇学校解体工事他10件			業種	06 総合工事業				
事業場の所在地		那覇市内一円11カ所			電話番号 098-****-****					
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1	がれき類			047*****	△△工業(株)	浦添市〇〇	047*****	(株)A環境	沖縄市池原■	
2	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)			****	□□産業(株)	沖縄市池原■	047*****	(株)A環境		
3	蛍光灯(金属くず廃プラスチック類)				◎クリーン(株)	沖縄市池原■	047*****	(株)D工業		
4	廃石綿等	2.3	3	047*****	A運送	那覇港	—	—	—	
				047*****	B海運	鹿児島港	—	—	—	
				046*****	C運送	鹿児島県〇〇市		(株)●●処理センター		

石綿含有産業廃棄物を含む場合は明記してください。

混合廃棄物は名称及び構成している産廃の品目をカッコ書きで記載してください。

積替え保管を経由した場合は、運搬先の住所欄に積替え保管場所の所在地を、処分場所の住所欄に中間処理施設の所在地を記載してください。

収集運搬の区間が複数に亘る場合は、運搬区間ごとに運搬受託者を全て記載してください。

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

(以下、省略)

別添 1 日本標準産業大・中分類一覧（平成 26 年 4 月 1 日現在）

大分類	中分類	大分類	中分類	大分類	中分類	
A 農業, 林業	01 農業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	K 不動産業, 物品賃貸業	69 不動産賃貸業	
	02 林業		34 ガス業		70 管理業 物品賃貸業	
B 漁業	03 漁業 (水産養殖業を除く)		35 熱供給業	L 学術研究, 専門・技術サービス業		71 学術・開発研究機関
	04 水産養殖業		36 水道業		72 専門サービス業(他に分類されないもの)	
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業		G 情報通信業	37 通信業	73 広告業	
D 建設業	06 総合工事業			38 放送業		74 技術サービス業(他に分類されないもの)
	07 職別工事業 (設備工事業を除く)	39 情報サービス業				
	08 設備工事業	40 インターネット付随サービス業				
		41 映像・音声・文字情報制作業				
E 製造業	09 食料品製造業	H 運輸業, 郵便業		42 鉄道業	M 宿泊業, 飲食サービス業	75 宿泊業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業			43 道路旅客運送業		76 飲食店
	11 繊維工業			44 道路貨物運送業		77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	12 木材一木製品製造業(家具を除く)		45 水運業	N 生活関連サービス業, 娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	
	13 家具・装備品製造業		46 航空運輸業		79 その他の生活関連サービス業	
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業		47 倉庫業		80 娯楽業	
	15 印刷一同関連業		48 運輸に付帯するサービス業		O 教育, 学習支援業	81 学校教育
	16 化学工業		49 郵便業(信書便事業を含む。)	82 その他の教育, 学習支援		
	17 石油製品一石炭製品製造業		I 卸売業, 小売業	50 各種商品卸売業	P 医療, 福祉	83 医療業
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く。)			51 繊維・衣服等卸売業		84 保健衛生
	19 ゴム製品製造業			52 飲食料品卸売業		85 社会保険・社会福祉・介護事業
	20 なめし革一同製品・毛皮製造業			53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	Q 複合サービス事業	86 郵便局
	21 窯業・土石製品製造業	54 機械器具卸売業		87 協同組合(他に分類されないもの)		
	22 鉄鋼業	55 その他の卸売業		R サービス業 (他に分類されないもの)		88 廃棄物処理業
	23 非鉄金属製造業	56 各種商品小売業			89 自動車整備業	
	24 金属製品製造業	57 織物・衣服一身の回り品小売業			90 機械等修理業(別掲を除く)	
	25 はん用機械器具製造業	58 飲食料品小売業			91 職業紹介・労働者派遣業	
	26 生産用機械器具製造業	59 機械器具小売業			92 その他の事業サービス業	
	27 業務用機械器具製造業	60 その他の小売業			93 政治・経済一文化団体	
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	61 無店舗小売業		94 宗教		
	29 電気機械器具製造業	J 金融業, 保険業	62 銀行業	95 その他のサービス業		
	30 情報通信機械器具製造業		63 共同組織金融業	S 公務 (他に分類されるものを除く)	96 外国公務	
	31 輸送用機械器具製造業		64 貸金業, クレジットカード業等		97 国家公務	
	32 その他製造業		65 非預金信用機関		98 地方公務	
			66 金融商品取引業, 商品先物取引業	T 分類不能の産業	99 分類不能の産業	
		67 補助的金融業等 保険業(保健媒介代理業、保健サービス業を含む。)				
		K 不動産業, 物品賃貸業	68 不動産取引業			

別添2 産業廃棄物の体積から重量への換算計数

産業廃棄物の種類		換算係数(t/立米)
1	燃え殻	1.14
2	汚泥(泥状のもの)	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック類	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず(天然繊維くず)	0.12
10	動植物性残さ	1.00
11	動物固形不要物	1.00
12	ゴムくず(天然ゴムくず)	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
15	銻さい	1.93
16	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	1.48
17	動物のふん尿(畜産農業から排出されたもの)	1.00
18	動物の死体(畜産農業から排出されたもの)	1.00
19	ばいじん(工場の排ガスを処理して得られるばいじん)	1.26
20	処分するために処理したもの(13号廃棄物)	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	安定型混合廃棄物	0.26
23	管理型混合廃棄物	0.26
24	シュレッダーダスト	0.26
25	石綿含有産業廃棄物	—
	建設混合廃棄物	0.26
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
	廃プラスチック類	0.35
	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	1.48
	紙くず	0.30
	木くず	0.55
繊維くず(天然繊維くず)	0.12	
26	廃自動車	1.00
27	廃電気機械器具(蛍光灯、廃プリント板、パーソナルコンピュータなど)	1.00
28	廃電池類	1.00
29	複合材(上記以外の一体不可分となっている混合廃棄物)	1.00
特別管理産業廃棄物		
30	燃えやすい廃油	0.90
31	ph2.0以下の廃酸	1.25
32	ph12.5以上の廃アルカリ	1.13
33	感染性廃棄物	0.30
34	特定有害産業廃棄物	1.00
	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	1.00
	廃石綿等(飛散性)	0.30
	指定下水汚泥	1.10
	銻さい(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.93
	燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.14
	廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.90
	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.10
	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.25
	廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.13
	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.26
処分するために処理したもの(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.00	

注1)種類及び係数については、環境省通知(平成18年12月27日付け環廃産発第061227006号)及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(産業廃棄物の種類毎の集計単位と重量換算係数 ver1.1)を参考としました。

注2)上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/立米)になります。

注3)この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置づけであることに留意して下さい。

注4)参考値に換算係数を示していないものについては、種類・形状・形態から判断して換算して下さい。

注5)「2トン車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それぞれに上記換算係数をかけることによりトン数を計算する方法があります。